

政策評価調書(政策評価体系図)

所管
名: 内閣府

組
織: 公正取引委員会

27年度成立予算における政策評価体系図 【基本計画(23年3月策定)】(注3)	28年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(28年3月策定(予定))】(注4)	政策評価 調書番号
一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な 発達	一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な 発達	
公正かつ自由な競争の促進	公正かつ自由な競争の促進	
(1)独占禁止法違反行為に対する措置 等	(1)独占禁止法違反行為に対する措置等	①
(2)下請法違反行為に対する措置等	(2)下請法違反行為に対する措置等	②
(3)競争政策の広報・広聴等	(3)競争政策の広報・広聴等	③
(4)消費税の円滑かつ適正な転嫁の確 保	(4)消費税の円滑かつ適正な転嫁の確 保	④

注) 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。

- 1.
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. 27年度政策評価体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 28年度において実施することが予定されている政策評価体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、28年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付す
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。

政策評価調査(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府		会計:一般会計		組織:公正取引委員会				【基本計画(28年3月策定(予定))に対応するもの】
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		1				
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	
		公正取引委員会						
	×	公正取引委員会に必要な経費(主要経費95)						
①	●	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費95)		●				
②	●	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費(主要経費95)			●			
③	●	競争政策の普及啓発等に必要な経費(主要経費95)				●		
④	●	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費(主要経費95)					●	

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		独占禁止法違反行為に対する措置等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	①
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	309,547	299,639	300,329	349,939	353,961
	補正予算（千円）	△ 1,169	△ 7,982	-	-	
	繰越し等（千円）	-	-	-		
	計（千円）	308,378	291,657	300,329		
執行額（千円）		257,476	229,830	249,759		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>予算概算要求に当たり、本件は適切な審決のために必要かつ有効であり、効率的に実施されているものとの政策評価結果を踏まえて、平成25年独占禁止法改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる係属中の審判事件に関し、審判手続の適正な運用のために必要な要求を行った。</p>				

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		下請法違反行為に対する措置等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	②
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	156,012	150,881	153,913	152,844	169,727
	補正予算（千円）	△ 453	-	-	-	
	繰越し等（千円）	-	-	-		
	計（千円）	155,559	150,881	153,913		
執行額（千円）		133,070	130,268	110,682		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>予算概算要求に当たり、本件は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、また、その活動は効率的であったとの政策評価結果を踏まえて、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表等のために必要な要求を行った。</p>				

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		競争政策の広報・広聴等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	127,576	125,834	124,666	130,780	141,675
	補正予算（千円）	△ 1,422	△ 266	-	-	
	繰越し等（千円）	-	△ 395	-		
	計（千円）	126,154	125,173	124,666		
執行額（千円）		108,043	106,775	110,077		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>予算概算要求に当たり、本件は、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するためや発注機関、事業者等及び各府省に対する競争政策の定着を図るために必要かつ有効であり、また、その活動は効率的であったとの政策評価を踏まえて、海外競争当局間の協力・連携の強化、途上国等への競争法・競争分野に係る研修の実施、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への積極的な講師派遣及び公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実並びに入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の実施、公開セミナーの開催及び各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進等のために必要な要求を行った。</p> <p>また、機構・定員要求に当たり、政策評価結果を踏まえて、競争当局間における協力枠組みを構築・拡充するための体制整備のために必要な要求を行った。</p>				

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保				
評価方式		総合	政策目標の達成度合い		番号	④
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	-	329,960	2,034,916	1,377,136	1,448,196
	補正予算（千円）	-	△ 766	-	-	
	繰越し等（千円）	-	-	-	-	
	計（千円）	-	329,194	2,034,916	-	
執行額（千円）		-	209,121	921,129	-	
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	独占禁止法違反行為に対する措置等					番号	①			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	予 算 科 目							予算額			(千円)
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	349,939	353,961			-
	小計						349,939	353,961			-
対応表において◆ となっているもの											
	小計										-
対応表において○ となっているもの							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
	小計							の内数		の内数	
対応表において◇ となっているもの							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
	小計							の内数		の内数	
合計							349,939 の内数		353,961 の内数		-

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	下請法違反行為に対する措置等					番号	②			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目							予算額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	152,844	169,727		
	小計						152,844	169,727		
対応表において◆となっているもの										
	小計									
対応表において○となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計							の内数		の内数
対応表において◇となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計							の内数		の内数
合計							152,844		169,727	
							の内数		の内数	

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	競争政策の広報・広聴等					番号	③			(千円)
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会	競争政策の普及啓発等に必要な経費	130,780	141,675		
	小計						130,780	141,675		
対応表において◆となっているもの										
	小計									
対応表において○となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計							の内数		の内数
対応表において◇となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計							の内数		の内数
合計							130,780		141,675	
							の内数		の内数	

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保					番号	④			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	予 算 科 目							予算額			(千円)
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項			27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	公正取引委員会	公正取引委員会			1,377,136	1,448,196	-	
	小計								1,377,136	1,448,196	-
対応表において◆ となっているもの											
	小計										
対応表において○ となっているもの								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
	小計								の内数	の内数	
合計								1,377,136 の内数	1,448,196 の内数	-	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		独占禁止法違反行為に対する措置等			番号	①	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			27年度当初予算額	28年度概算要求額	増減		
審判手続	A	1	3,919	3,576	△ 343	-	平成27年度に実施した政策評価結果を踏まえ、平成25年独占禁止法改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる係属中の審判事件に関し、審判手続の適正な運用のための要求を行った。
合計			3,919	3,576	△ 343	-	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		下請法違反行為に対する措置等				番号	②	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			27年度当初予算額	28年度概算要求額	増減			
取引慣行等の適正化	A	1	9,299	21,832	12,533	-	平成27年度に実施した政策評価結果を踏まえ、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表等のための要求を行った。	
合計			9,299	21,832	12,533	-		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保			番号	④	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			27年度 当初 予算額	28年度 概算要求額	増減		
合計							

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続					
施策の概要	審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。 (審判手続は、平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに排除措置命令又は課徴金納付命令に係る事前通知が行われた事件については、なお従前の例によることとされている。)					
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続(廃止前の審判規則第18条における「審判手続」であり、審判開始の通知から両当事者が最終意見陳述を終了するまでの手続)を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,330	4,020	3,919	
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	4,330	4,020		
執行額(千円)	2,758	2,734				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標(注1)	審判手続に要する期間(注2)	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成 相当程度進展あり
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		32.6か月	15.6か月	16.8か月	16.5か月	32.4か月		
	年度ごとの目標値	2年以内						
	審判手続の運用状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 相当程度進展あり
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
別紙のとおり。								
年度ごとの目標値								

(注1) 景品表示法違反事件審決、同意審決を除く審決を対象とする。

(注2) 当該年度に付された審決について、審判手続開始から審判手続終了までの期間を平均したものを、期間については、30日を1月として概算している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 審判手続に要する期間を2年以内とする目標については、今回評価期間に出された審決について要した審判手続の期間は、平成25年度においては16.5月と目標を達成したが、平成26年度は32.4月、今回評価期間の平均では27.3月であり、若干目標とする期間を超過しているものの、同一事件(多数当事者によるカルテル事案)についての審判事件30件が併合され、実質的に1件として審理されたものが2年を超えたことによる影響を考慮すると、ほとんど目標を達成しているということができ、相当程度進展があると考えられる。 また、審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合は若干減少しているものの、審決のほとんどは判決により取り消されておらず、公正かつ自由な競争の維持・促進に資するよう、審判手続の適切な運用ができていていると考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、適切な審決のために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できる。 しかし、審判手続に2年超を要する事案があることから、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き、効率的な審判手続の運営に取り組んでいく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件に関し、その審決の内容の公正を確保するため、引き続き審判手続の適正な運用を図っていく。 なお、審判手続は、平成25年改正法によって廃止された。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・実績評価書資料の表2(「審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」)記載の「審決件数」が、「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」及び表3(「審決取消訴訟によって取り消された審決件数」)記載の「審決取消訴訟提起件数」の合計件数にならないのはなぜか。(小西委員)</p> <p>(表2記載の「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」は、当該年度内に審決を行った事案のうち、審決取消訴訟が提起されなかった審決の件数であり、審決取消訴訟が翌年度に提起されている事案もある。一方、表3は、当該年度内に審決取消訴訟が提起された件数であり、前年度に審決を行った事案も含まれている。また、表3は東京高等裁判所の事件番号で数えており、例えば、平成26年度であれば、多数当事者によるカルテル事案について、排除措置命令及び課徴金納付命令に係る30件の審決を行ったところ、うち24件について審決取消訴訟が提起され、東京高等裁判所では、まとめて1件の事件番号で扱っていることから、1件の審決取消訴訟が提起されたと整理している旨回答した。)</p>
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成25年度及び平成26年度)</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>審決訟務室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>審決訟務室長 岩下 生知</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年4月～7月</p>
--------------	--------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	-------------------

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 審判手続の運用状況 ① 審決取消訴訟が提起されなかった審決件数(注1)[10件] ② 審決取消訴訟によって取り消された審決件数(注2)[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[7件] ② 同左[0件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[3件](注3) ② 同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[9件] ② 同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[8件] ② 同左[0件]
年度ごとの目標値	審判手続の適正な運用を図る。				

(注1) 当該年度になされた審決(景品表示法違反事件審決及び平成17年改正前の独占禁止法に基づく同意審決は除く。)のうち、審決取消訴訟が提起されなかったものの件数

(注2) 当該年度に提起された訴訟のうち、審決の全部又は一部が取り消されたものの件数(一部、前年度になされた審決を含む。)

(注3) 平成24年度の実績値は、被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-②)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化					
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。					
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,730	9,041	9,299	
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	8,730	9,041		
執行額(千円)	7,323	6,610				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	相談事例の公表件数	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成 目標達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		12	11	13	12	14		
	年度ごとの目標値	10件以上						
	取引実態調査結果の公表件数	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成 進展が大きくない
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		1	1	1	1	0		
	年度ごとの目標値	2回以上						
	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 相当程度進展あり
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 相当程度進展あり
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		別紙2のとおり。						
	年度ごとの目標値							
取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況(注)	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 進展が大きくない	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
	別紙3のとおり。							
年度ごとの目標値								

(注) 平成25年度事前方針案においては、本施策の有効性・効果性を評価するための取引実態調査の「調査実施期間」及び「調査所要

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
(判断根拠)	<p>測定指標のうち、「相談事例の公表件数」について目標を達成した。</p> <p>また、「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、独占禁止法違反行為の未然防止という目的に対し、相当程度進展した。</p> <p>一方、「取引実態調査結果の公表件数」及び「取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、進展が大きくなかったものの一定程度の効果を挙げており、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与したと考えられる。</p>

評価結果	施策の分析	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。</p> <p>しかし、取引実態調査については、事業者等に対して業界における独占禁止法上の問題点や考え方について広く周知を行うことにより、事業者等による自主的な改善の契機となることから、実態調査を実施する必要があるものの、競争政策上の問題点の把握につながらなかった案件があったため平成25年度においては1件、従来の取引実態調査に比べて多大な作業量を伴ったため平成26年度においては0件の公表にとどまったことを踏まえると、年間2件以上の目標を達成するため、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るため、現在の目標を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。</p> <p>しかし、取引実態調査については、平成25年度においては1件、平成26年度においては0件の公表にとどまっており、平成24年度以前においても年間1件の公表が続いているため、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。</p> <p>また、取組の内容の充実の観点からは、全国の商工会議所、商工会等との連携を強化し、今後も引き続き効率的なガイドラインの普及・啓発に努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・取引実態調査については、平成25年度及び平成26年度で目標を達成しておらず、平成24年度以前についても1件の公表となっており、測定指標の目標設定に課題があるのではないかと。(若林委員) (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。) ・平成26年度の取引実態調査について、多大な作業量を伴ったためと記載されているが、スケジュール管理は適切であったのか。(田辺委員) (当初の想定よりも多大な作業量となってしまった点は反省点と考えており、意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。) ・取引実態調査結果の公表件数を測定指標としているが、公表件数を指標とした場合、調査に着手した事案の内容により結果が左右されてしまうこととなるが、そのような性格の指標を立てる意味があるのか。(小西委員) (調査結果を公表することによって、独占禁止法違反行為の未然防止の効果がより強く期待できるものと考えており、施策の目標について、当委員会が何を目標として業務を遂行するのかという点も踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。) ・取引実態調査について、なぜ調査対象の選定が効率性につながるのか分かりにくい。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。)
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「独占禁止法に関する相談事例集(平成25年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成26年6月18日</p> <p>②「独占禁止法に関する相談事例集(平成26年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成27年6月17日</p> <p>③「ガソリンの取引に関する調査について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成25年7月23日</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名 (※記入は任意)	取引企画課長 田辺 治 取引調査室長 山口 正 行 相談指導室長 松本 博	政策評価実施時期	平成27年4月～7月
-------	----------------------------------	--------------------	------------------------------------------------	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>ガイドラインの説明会の開催件数 ① 明会の開催件数 [38件]</p> <p>ガイドラインの説明会の参加者数 ② 明会の参加者数 [約3,550名]</p> <p>不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数 [8件] ③ 同左 [7件]</p> <p>不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数 [約410名] ④ 同左 [約280名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左 [59件]</p> <p>② 同左 [約3,510名]</p> <p>③ 同左 [7件]</p> <p>④ 同左 [約280名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左 [90件]</p> <p>② 同左 [約3,980名]</p> <p>③ 同左 [7件]</p> <p>④ 同左 [約250名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左 [102件]</p> <p>② 同左 [約5,490名]</p> <p>③ 同左 [5件]</p> <p>④ 同左 [約170名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左 [69件]</p> <p>② 同左 [約4,050名]</p> <p>③ 同左 [5件]</p> <p>④ 同左 [約120名]</p>
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>事業者等からの ① 相談件数[1,700件]</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[39,512件]</p> <p>②</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,497件]</p> <p>② 同左[34,288件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,203件]</p> <p>② 同左[35,325件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,046件]</p> <p>② 同左[36,205件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,068件]</p> <p>② 同左[35,250件]</p>
年度ごとの目標値	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。
	① 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された取引実態報告書(本体)の平均アクセス数[6,631件]	① 同左[2,495件]	① 同左[4,633件]	① 同左[5,268件]	① 同左[0件](注)
	② 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された取引実態報告書(概要版)の平均アクセス数[7,908件]	② 同左[4,116件]	② 同左[4,008件]	② 同左[11,043件]	② 同左[0件](注)
年度ごとの目標値	取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

(注) 平成26年度においては取引実態調査の公表が行われなかったことから、同年度については0件としている。

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-③)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進					
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	51,971	53,541	57,718	
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	51,971	53,541		
執行額(千円)	48,914	53,000				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議					

測定指標	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注)	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		97%	94%	99%	91%	90%		
	年度ごとの目標値	80%以上						
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		16	28	35	34	30		
	年度ごとの目標値	対前年度同水準かそれ以上		16件以上	34件以上	30件以上		
	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
22年度		23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり	
別紙のとおり。								
年度ごとの目標値								

(注) 「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標のうち、「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数」について、目標を達成した。「二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」については、一部の指標について前年度の実績を下回ってはいるものの、英文トップページへのアクセス数は過去最高を更新し続けており、また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数も累増していることから、当委員会に対する海外からの注目度は一段と増加していると考えられ、海外競争当局との連携の推進、我が国の競争政策の海外への周知という目標に対して、相当程度進展したと考えられるため。

	<p>施策の分析</p>	<p>途上国等に対する技術研修の参加者に対するアンケート結果によれば、講義構成や講義内容を評価する声がある一方で、講義形式の改善を求める声も寄せられていることから、引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく必要がある。</p> <p>しかしながら、測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局間協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加及び途上国等の競争当局への技術支援の実施並びに海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。</p> <p>また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣数は、これまでの実績値と比べ1.5から3倍と大幅に増加しており、こうした取組は、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に必要な有効であり、前述のとおり、公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセスが過去最高を更新していることから推察されるとおり、効率的であったと評価できる。</p>
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進するために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できるが、以下の点について改善する必要がある。</p> <p>a 東アジアやアフリカを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとはいえず、競争当局の執行力も十分ではない。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、また、そのニーズも、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれる。この点、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じていくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。</p> <p>例えば、ディスカッション形式の講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の議論の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていくほか、競争法を導入していない国からの研修生が参加する場合には、講義資料及び講義における説明を工夫し、異なるレベルの競争法・政策を持つ国に対応できるような講義内容とする工夫を行う必要がある。</p> <p>b 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣に関しては、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、IBA等の競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣してきているところ、積極的な講師派遣により、次回のセミナー等においても主催者から再度の講師派遣を依頼されるという好循環が生まれており、海外に対する我が国競争政策の周知に大きく貢献していると考えられる。よって、今後とも、各セミナー等に対して、積極的に講師派遣を行っていく。</p> <p>c 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実に関しては、海外への情報発信という観点から、引き続き、和文プレスリリースを英訳し、掲載していく必要がある。</p> <p>今後とも、例えば、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文ページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・英文プレスリリースページ以外にも、最近公表した個別案件等については英文トップページから直接当該案件のページにアクセスすることとなり、当該アクセスは英文プレスリリースページのアクセス件数にカウントされないのであれば、最近公表した個別案件等のアクセス数も評価に反映できるようにすべきではないか。(若林委員)</p> <p>(意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>・公正取引委員会ウェブサイトの英文ページについて、国別等で、どのような者が閲覧しているのかが分かれば、次のステップとして、どのようなウェブサイトを構築するか、深掘りしたピンポイントの戦略を作ることができるのではないか。(田辺委員)</p> <p>(意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>	

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート</p> <p>①ベトナム競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第9回ベトナム競争政策研修(平成25年5月13日～23日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年5月22日 有効回答数:8</p> <p>(2)第10回ベトナム競争政策研修(平成25年11月11日～28日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年11月27日 有効回答数:8</p> <p>(3)第11回ベトナム競争政策研修(平成26年5月19日～30日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年5月28日 有効回答数:8</p> <p>(4)第12回ベトナム競争政策研修(平成25年11月10日～28日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年11月27日 有効回答数:8</p> <p>②フィリピン競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>第1回フィリピン競争政策研修(平成25年4月1日～12日) 調査対象者・人数:本研修参加者17名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年4月11日 有効回答数:17</p> <p>③途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第19回途上国競争政策研修(平成25年8月29日～9月27日) 調査対象者・人数:本研修参加者12名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年9月26日 有効回答数:12</p> <p>(2)第20回途上国競争政策研修(平成26年8月14日～9月12日) 調査対象者・人数:本研修参加者6名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年9月11日 有効回答数:6</p> <p>④ADB途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第1回ADB途上国競争政策研修(平成25年6月3日～6月7日) 調査対象者・人数:本研修参加者12名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:ADB 調査日:平成25年6月6日 有効回答数:12</p> <p>(2)第2回ADB途上国競争政策研修(平成26年6月9日～6月13日) 調査対象者・人数:本研修参加者20名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:ADB 調査日:平成26年6月12日 有効回答数:20</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	官房国際課	作成責任者名 (※記入は任意)	官房国際課長 諏訪園貞明	政策評価実施時期	平成27年4月～7月
-------	-------	--------------------	-----------------	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	
	<p>① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[3回]</p>	<p>① 同左[6回]</p>	<p>① 同左[4回]</p>	<p>① 同左[4回]</p>	<p>① 同左[2回]</p>	
	<p>② ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]</p>	<p>② 同左[3回]</p>	<p>② 同左[5回]</p>	<p>② 同左[5回]</p>	<p>② 同左[4回]</p>	
	<p>③ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数[6回]</p>	<p>③ 同左[5回]</p>	<p>③ 同左[6回]</p>	<p>③ 同左[5回]</p>	<p>③ 同左[4回]</p>	
	<p>④ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[7回]</p>	<p>④ 同左[12回]</p>	<p>④ 同左[13回]</p>	<p>④ 同左[20回]</p>	<p>④ 同左[22回]</p>	
	<p>⑤ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[12回]</p>	<p>⑤ 同左[17回]</p>	<p>⑤ 同左[16回]</p>	<p>⑤ 同左[18回]</p>	<p>⑤ 同左[16回]</p>	
	<p>⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[51,077件]</p>	<p>⑥ 同左[41,543件]</p>	<p>⑥ 同左[50,229件]</p>	<p>⑥ 同左[75,861件]</p>	<p>⑥ 同左[80,058件]</p>	
	<p>⑦ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[8,590件]</p>	<p>⑦ 同左[16,594件]</p>	<p>⑦ 同左[79,021件]</p>	<p>0 同左[17,766件]</p>	<p>⑦ 同左[15,828件]</p>	
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施し、並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。</p>					

(注1) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成27年3月現在、118か国・地域から132の競争当局が参加している。

(注2) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-④)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出					
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。					
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	41,357	43,557	43,747	
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	41,357	43,557		
執行額(千円)	34,443	35,208				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成26年9月30日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会施政方針演説					

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成 目標達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		165	178	235	312	318		
	年度ごとの目標値	-	108回以上	128回以上	160回以上	201回以上		
	公開セミナーの開催回数	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成 目標達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		3回	4回	3回	3回	3回		
	年度ごとの目標値	3回以上						
	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 目標達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 目標達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
	別紙2のとおり。							
年度ごとの目標値								
各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成 相当程度進展あり	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
	別紙3のとおり。							
年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	「入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数」及び「公開セミナーの開催回数」に関しては、具体的な数値目標を達成している。 また、「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」及び「事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」に関しては、一定の高い理解度、有益度を示しており、目標を達成したといえる。 「各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況」については、回答内容等に改善の余地がみられる例もあり、各府省における競争政策の定着という目標を達成したとまではいえないが、一定の実績を示しており、取組が相当程度進展したと考えられる。

	<p>施策の分析</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着等のために必要かつ有効であり、また、その活動は効率性があつたと評価できる。</p> <p>なお、平成25年度及び平成26年度に開催された6回の公開セミナーのうち、参加者の満足度が特に高かった2回(第36回[97.4%]及び第37回[97.2%])について見ると、参加者アンケート中の、「公開セミナーの参加理由」の質問に対し、「テーマ」を選んだ回答者の割合が他の回と比較して高くなっていることから、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く必要がある。</p>
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 競争的な市場環境の創出を図るため、現在の目標を維持し、引き続き本件取組(入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の実施、公開セミナーの開催、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進)を推進していく。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着のために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していく。なお、「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」の測定指標に関しては、研修対象者が発注担当職員等であることを踏まえると、研修の理解度及び有益度はそれぞれ90%以上を、研修内容の周知予定についても発注機関で共有することで効果を拡大させること等を踏まえると、おおむね90%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。また、「事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」についても、公開セミナーや国際シンポジウムは、特定のテーマを事前に公表しているが、特定の参加条件を設定していないため、一定の知識を有する者以外の者が参加していると思われること等を踏まえると、満足度80%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。</p> <p>また、公開セミナーのテーマ選定に当たっては、平成26年度行政事業レビューにおいても、事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く旨、改善の方向性が示されているとおり、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を図るため、引き続きテーマの選定に重点を置くとともに、会場規模・講演内容・講演時間等の設定を適切に行うこととする。</p> <p>各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進については、競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札談合等関与行為防止法の研修に関し、理解度等を定量的目標として測定指標の見直しを検討する旨の記載があるが、定量的目標とはどのような指標を考えているのか。(小西委員) (現在定性的指標の要素として入札談合等関与行為防止法の研修の理解度等について、数値によりその達成度合いを測ることが可能ではないかと考えたことから、来年度以降、定量的目標を設定することを検討している旨回答した。) ・競争評価チェックリストの回答の中に、規制の評価が適切でないものがみられる例があるとの記載があるが、適切でないとはどのような事例なのか。また、そのような事例に対して、どのような対応をとるのか。(若林委員) (例えば、競争評価チェックリストの作成に当たって、十分な分析をしていない事例である旨回答した。また、適切な評価がなされていない事例を減らすため、これまで検討会を活用してチェックリストの改善について検討を行ってきたところ、今後、競争評価チェックリストの内容を分析し、その結果をフィードバックするなどの仕組みを考えていくことが重要である旨回答した。) ・公開セミナーに関しては、競争政策を扱ったセミナーは需要があると思うので、会場規模を大きくし、SNSなどを活用して告知方法を工夫すべきである。(田中委員) (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)
------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講生に対する理解度アンケート 調査対象者・人数:21,730名(平成25年度)21,314名(平成26年度) 調査方法:研修受講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年4月～平成27年3月 有効回答数:18,025名(平成25年度)19,129名(平成26年度)</p> <p>②公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:309名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年5,6,11月,平成26年5,10月,平成27年2月 有効回答数:281名</p> <p>③国際シンポジウムの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:153名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成26年3月,平成27年3月 有効回答数:131名</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局総務課 経済取引局経済調査室 経済取引局調整課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>経済取引局総務課長 杉山 幸成 経済調査室長 木尾 修文 調整課長 藤井 宣明</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年4月～7月</p>
--------------	---------------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------------------------	-----------------	-------------------

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。 ① 入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[93.2%](注1) ② 入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の有益度[91.3%](注2) ③ 入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知する[77.3%](注3)	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左[94.8%] ② 同左[93.7%] ③ 同左[80.9%]	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左[95.3%] ② 同左[94.0%] ② 同左[82.7%]	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左[96.3%] ② 同左[95.2%] ② 同左[90.6%]	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左[95.6%] ② 同左[94.5%] ② 同左[88.4%]
年度ごとの目標値	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着を図る。				

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標 事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。
	① 公開セミナーにおける参加者の満足度[74.6%] (注1)	① 同左[79.6%]	① 同左[93.5%]	① 同左[83.2%]	① 同左[92.6%]
	② 国際シンポジウムにおける参加者の満足度[56.8%](注2)	② 同左[97.0%]	② 同左[87.1%]	② 同左[98.5%]	② 同左[96.8%]
年度ごとの目標値	事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着を図る。				

(注1) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標 各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価(注)の実施件数[67件] 競争評価に関する検討会議の開催回数[2回]	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 ① 同左[82件] ② 同左[2回]	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 ① 同左[42件] ② 同左[3回]	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 ① 同左[143件] ② 同左[2回]	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 ① 同左[50件] ② 同左[0回]
年度ごとの目標値	各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。				

(注) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会27-8)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続		担当部局名	審決訟務室	作成責任者名	審決訟務室長 岩下 生知		
施策の概要	審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。 (審判手続は、平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同改正法附則第2条の規定により、同改正法施行日前に同改正法による改正前の独占禁止法第49条第5項の規定による事前通知があった場合は、なお従前の例によることとされている。)		政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為に対する審判手続を通じて、公正かつ自由な競争を促進させる。				
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続(廃止前の審判規則第18条における「審判手続」)であり、審判開始の通知から両当事者が最終意見陳述を終了するまでの手続を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠	「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現するよう努め」、「適正かつ迅速な審理」を実現することとされている。 (当該規則も平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い廃止されたが、同改正法附則第2条の規定により審判手続同様なお従前の例によることとされている。)	政策評価実施予定時期	—		
測定指標(注1)	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 審判手続に要する期間(注2)	2年以内	27年度	2年以内					「公正取引委員会の審判に関する規則」(平成17年公正取引委員会規則第8号)第18条において、「審判官は、2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標」とすることと規定されているため。(当該規則も平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い廃止されたが、同改正法附則第2条の規定により審判手続同様なお従前の例によることとされている。)
			32.6か月	15.6か月	16.8か月	16.5か月	32.4か月	
2 審判手続の運用状況	審判手続の適正な運用を図る。	27年度	審判手続の適正な運用を図る。					本件施策の有効性を評価するため、審判手続の運用状況を測定する。
			以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 審決取消訴訟が提起されなかった審決件数[10件] ② 審決取消訴訟によって取り消された審決件数[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[7件] ② 同左[0件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[3件](注3) ② 同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[9件] ② 同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[8件] ② 同左[0件]	
達成手段	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(1) 審判手続に係る経費	4,330 (2,141)	4,330 (2,758)	4,020 (2,734)	3,919	1~2	独占禁止法違反事件の審判手続に関する業務、すなわち、参考人を審判廷に出頭させ、審尋すること及び審尋の速記録を作成することにより、審決に至る審判手続の適正な運用を図る。	—	
施策の予算額・執行額	4,330 (2,141)	4,330 (2,758)	4,020 (2,734)	3,919	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		—	

(注1) 景品表示法違反事件審決、同意審決及び課徴金の一部を控除する審決を除く審決を対象とする。

(注2) 当該年度に行われた審決について、審判手続開始(平成17年改正前の独占禁止法は審判開始決定)から審判手続終結までの期間を平均したものの、期間については、30日を1月として概算している。

(注3) 平成24年度の実績値は、被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会27-3)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化		担当部局名	取引企画課 取引調査室 相談指導室			作成責任者名	取引企画課長 田辺 治 取引調査室長 山口 正行 相談指導室長 松本 博明	
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。		政策体系上の位置付け	独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及啓発、事業者等からの相談対応、取引実態調査等を行って、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。			政策評価実施予定時期	平成30年4月～7月	
測定指標	目標(値)	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度	年度ごとの実績値						
		27年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 相談事例の公表件数	10件以上	27年度	10件以上						相談事例の公表件数を把握して、相談事例集の充実度を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績等を基に設定した。
			12件	11件	13件	12件	14件		
2 取引実態調査結果の公表件数	2件以上	27年度	2件以上						取引実態調査結果の公表状況を把握して、取引実態調査の実施状況を測定し、本件施策の有効性・効率性を評価するために選定した指標であり、目標値は、これまでの実績等を基に設定した。
			1件	1件	1件	1件	0件		
3 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。	27年度	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発状況を測定する。
			以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① ガイドラインの説明会の開催件数[38件] ② ガイドラインの説明会の参加者数[約3,550名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[59件] ② 同左[約3,510名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[90件] ② 同左[約3,980名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[102件] ② 同左[約5,490名]	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。 ① 同左[69件] ② 同左[約4,050名]		

			③ 不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[8件] ④ 不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[約410名]	③ 同左[7件]	③ 同左[7件]	③ 同左[5件]	③ 同左[5件]			
4	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。	27年度	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争政策の広報・広聴活動の実施状況を測定する。
				以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 事業者等からの相談件数[1,700件] ② 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[39,512件]	① 同左[1,497件] ② 同左[34,288件]	① 同左[1,203件] ② 同左[35,325件]	① 同左[1,046件] ② 同左[36,205件]	① 同左[1,068件] ② 同左[35,250件]		
5	取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。	27年度	取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。						本件施策の有効性・効率性を評価するため、取引実態調査の公表状況を測定する。
				以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた ① 取引実態報告書(本体)の平均アクセス数[6,631件] ② 取引実態報告書(概要版)の平均アクセス数[7,908件]	① 同左[2,495件] ② 同左[4,116件]	① 同左[4,633件] ② 同左[4,008件]	① 同左[5,268件] ② 同左[11,043件]	① 同左[0件](注) ② 同左[0件](注)		
達成手段		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等		行政事業レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度						27年度
(1) 取引慣行等の適正化に係る経費		8,679 (9,213)	8,730 (7,323)	9,041 (6,610)	9,299	1~5	取引慣行等の適正化を図るために、①説明会の開催等による各種ガイドラインの周知活動、②事業者・事業者団体からの具体的な事業活動に係る相談対応、③事業活動の実態調査を行って、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促す。		-	
施策の予算額・執行額		8,679 (9,213)	8,730 (7,323)	9,041 (6,610)	9,299	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		-		

(注) 平成26年度においては取引実態調査の公表が行われなかったことから、同年度については0件としている。

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会27-6)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進		担当部局名	官房国際課			作成責任者名	官房国際課長 諏訪園 貞明	
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。		政策体系上の位置付け	海外競争当局との協力・連携を強化し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することで、公正かつ自由な競争の促進に繋がり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等を通じて、海外競争当局等との連携を推進することを目標として設定した。			政策評価実施予定時期	平成30年4月～7月	
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値						
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注1)	80%以上	27年度	80%以上					開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援について、途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の参加者のうち当該研修が有効だったと回答した研修生の割合を把握することによって、海外の競争当局との協力・連携の状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。	
			97%	94%	99%	91%	90%		
2 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	29件以上	27年度	対前年度同水準かそれ以上		16件以上	34件以上	30件以上	29件以上	
			16件	28件	35件	34件	30件	公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く周知することについて、公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載件数を把握することによって、我が国の競争政策の海外への周知のための取組の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均掲載件数を基に設定した。	

<p>3 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況</p>	<p>二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的実施並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知すること</p>	<p>27年度</p>	<p>二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施する並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[3回]</p> <p>② ICN(国際競争ネットワーク)(注2)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]</p> <p>③ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注3)の実施回数[6回]</p> <p>④ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[7回]</p> <p>⑤ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[12回]</p> <p>⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[51,077件]</p> <p>⑦ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[8,590件]</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 同左[6回]</p> <p>② 同左[3回]</p> <p>③ 同左[5回]</p> <p>④ 同左[12回]</p> <p>⑤ 同左[17回]</p> <p>⑥ 同左[41,543件]</p> <p>⑦ 同左[16,594件]</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 同左[4回]</p> <p>② 同左[5回]</p> <p>③ 同左[6回]</p> <p>④ 同左[13回]</p> <p>⑤ 同左[16回]</p> <p>⑥ 同左[50,229件]</p> <p>⑦ 同左[79,021件]</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 同左[4回]</p> <p>② 同左[5回]</p> <p>③ 同左[5回]</p> <p>④ 同左[20回]</p> <p>⑤ 同左[18回]</p> <p>⑥ 同左[75,861件]</p> <p>⑦ 同左[17,766件]</p>	<p>以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 同左[2回]</p> <p>② 同左[4回]</p> <p>③ 同左[4回]</p> <p>④ 同左[22回]</p> <p>⑤ 同左[16回]</p> <p>⑥ 同左[80,058件]</p> <p>⑦ 同左[15,828件]</p>	<p>本件施策の有効性・効率性を評価するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等の状況を測定する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

達成手段	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
(1) 海外競争当局等との連携強化に必要な経費	50,189 (44,287)	51,971 (48,914)	53,541 (53,000)	57,718	1~3	海外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局等への技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。	—
ア 国際競争組織分担金(内数)	255 (246)	258 (246)	305 (291)	346	—		1
施策の予算額・執行額	50,189 (44,287)	51,971 (48,914)	53,541 (53,000)	57,718	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経産産業委員会附帯決議	

(注1) 「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

(注2) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成27年3月現在、118か国・地域から132の競争当局が参加している。

(注3) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会27-7)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出		担当部局名	経済取引局総務課 経済調査室 調整課		作成責任者名	経済取引局総務課長 杉山 幸成 経済調査室長 木尾 修文 調整課長 藤井 宣明		
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し、②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い、③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。		政策体系上の位置付け	発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上、②事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進、③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、発注機関、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。		目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進、競争政策の重要性等の情報発信、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進等を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	平成30年4月～7月		
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値						
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数	入札談合等関与行為防止法に係る研修を過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施	27年度	—	108回以上	128回以上	160回以上	201回以上	242回以上	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数を把握することによって、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進の推進状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の研修平均開催回数を基に設定した。
			165回	178回	235回	312回	318回		
2 公開セミナーの開催回数	競争政策の公開セミナーを過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施	27年度	3回以上					公開セミナー(広く一般から参加者を募り、競争政策研究センターの研究成果の発表等を行うもの)の開催回数を把握して、競争政策の情報発信状況を測定し、本件施策の有効性を評価するために選定した指標であり、その目標値は、過去5年間の平均開催回数を基に設定した。	
			3回	4回	3回	3回	3回		
3 発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着を図る。	27年度	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着を図る。					本件施策の有効性・効率性を評価するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進状況を測定する。	
			以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。		
			① 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の参加者の理解度 [93.2%](注1)	① 同左[94.8%]	① 同左[95.3%]	① 同左[96.3%]	① 同左[95.6%]		
			② 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の有益度 [91.3%](注2)	② 同左[93.7%]	② 同左[94.0%]	② 同左[95.2%]	② 同左[94.5%]		
			③ 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知する [77.3%](注3)	③ 同左[80.9%]	③ 同左[82.7%]	③ 同左[90.6%]	③ 同左[88.4%]		

4 事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況	事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着を図る。	27年度	事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着を図る。					本件施策の有効性・効率性を評価するため、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進状況を測定する。
			以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。 公開セミナーにおける ① 参加者の満足度 [74.6%](注4) 国際シンポジウムに ② おける参加者の満足度 [56.8%](注5)	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左 [79.6%] ② 同左 [97.0%]	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左 [93.5%] ② 同左 [87.1%]	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左 [83.2%] ② 同左 [98.5%]	以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。 ① 同左 [92.6%] ② 同左 [96.8%]	
5 各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。	27年度	各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。					本件施策の有効性・効率性を評価するため、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上状況を測定する。
			以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価(注6)の実施件数 [67件] 競争評価に関する検討会議の開催回数 [2回]	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 ① 同左 [82件] ② 同左 [2回]	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 ① 同左 [42件] ② 同左 [3回]	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 ① 同左 [143件] ② 同左 [2回]	以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。 ① 同左 [50回] ② 同左 [0回]	

達成手段	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(1) 競争的な市場環境の創出に係る経費	44,507 (40,355)	41,751 (34,443)	43,557 (35,208)	43,747		1～5	競争的な市場環境を創出するために、①発注機関に対する入札談合等の防止のための研修、②公開セミナー及び国際シンポジウムにおける競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信、③各府省が実施する競争評価の支援体制の整備等を行う。	—
ア 競争政策研究センター(内数)	24,352 (21,466)	22,371 (18,515)	23,428 (19,765)	22,097		2, 4		4
イ 政府規制・公的制度等に関する検討会議(内数)	1,441 (290)	1,342 (595)	1,417 (1,256)	1,288		5-②		5
施策の予算額・執行額	44,507 (40,355)	41,751 (34,443)	43,557 (35,208)	43,747		施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	平成23年8月9日 平成19年1月26日	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 第166回国会施政方針演説

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。
(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。
(注3) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を閲覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。
(注4) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
(注5) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。
(注6) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。